

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年9月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年9月13日(木曜日)

午前10時34分開議

午前11時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算（第4号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘
副委員長 田 代 国 広
委員 西 岡 勝 成
委員 鬼 海 洋 一
委員 藤 川 隆 夫
委員 吉 永 和 世
委員 松 岡 徹
委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林 田 直 志
総括審議員兼
政策審議監 伊 藤 敏 明
医 監 岩 谷 典 学
長寿社会局長 永 井 正 幸
子ども・障がい福祉局長 米 満 譲 治
健康局長 牧 野 俊 彦
首席審議員兼
健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
健康危機管理課長 一 喜美男
高齢者支援課長 中 島 昭 則

認知症対策・

地域ケア推進課長 大 村 裕 司

社会福祉課長 田 端 史 郎

首席審議員兼

子ども未来課長 中 園 三千代

首席審議員兼

子ども家庭福祉課長 山 田 章 平

首席審議員兼

障がい者支援課長 西 岡 由 典

医療政策課長 三 角 浩 一

国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔

健康づくり推進課長 佐 藤 克 之

薬務衛生課長 今 村 均

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

政策審議監 末 廣 正 男

環境局長 山 本 理

県民生活局長 田 中 彰 治

環境政策課長 宮 尾 千加子

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 高 山 寿一郎

環境立県推進課長 福 田 充

環境保全課長 清 田 明 伸

自然保護課長 小 宮 康

首席審議員兼

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

公共関与推進課長 中 島 克 彦

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

消費生活課長 杉 山 哲 恵

首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也

人権同和政策課長 清 原 一 彦

病院局

病院事業管理者 向 井 康 彦

総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課主幹 浦 田 光 典

政務調査課主幹 松野 勇

午前10時34分開議

○小早川宗弘委員長 委員の先生方お集まりでありますので、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑応答は、付託議案及び災害に関するものだけに限らせていただきます。委員の先生方の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、説明等をされる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

まず、林田健康福祉部長から総括説明を行い、次に、吉田健康福祉政策課長から熊本広域大水害に係る被害状況等の報告を行い、続いて、付託議案について担当課長から順次説明をお願いいたします。

それではまず、林田健康福祉部長。

○林田健康福祉部長 まず、7月12日に発生した熊本広域大水害での対応について申し上げます。

当該災害によりまして、阿蘇市、熊本市を初め県内各地に極めて甚大な被害がもたらされました。健康福祉部といたしましては、備蓄物資の提供、災害ボランティアの対応、義援金の募集、配分や応急仮設住宅の設置等被災地での救援活動の支援などを行うとともに、病院局、県内各市町村や静岡県にも御協力をいただき、被災者支援のための保健・医療関係職員等を阿蘇市などに派遣し、健康相談や健康調査、心のケアなどを実施してまいりました。

御協力をいただきました関係者の皆様に、

この場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

今後引き続き、被災者の生活再建と復旧、復興に向けて取り組んでまいります。

次に、健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております先議分の議案は、災害対策予算関係の3議案です。

まず、第1号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、被災世帯に対する助成金等、総額5億8,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

次に、第4号議案及び第5号議案の専決処分の報告及び承認についてですが、災害救助のための経費等の増額について、専決処分した事件を御報告し、御承認を求めます。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,364億3,000万円余となります。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

熊本広域大水害の被害の概要及び被害額等について御説明いたします。

資料は、平成24年7月12日熊本広域大水害に係る被害状況等についてと記されたものをお願いいたします。

表紙をあけていただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の豪雨災害の被害の概要を取りまとめております。

まず、人的被害についてですが、今回の豪雨により、九州各地で被害が発生しておりますが、本県だけで23名の方が犠牲になられ、そのほとんどが山腹崩壊に伴うものでござい

ます。

次に、住家被害についてでございます。

県下全域で発生しておりまして、全壊家屋が211棟、半壊家屋は、阿蘇市を中心に1,278棟、床上・床下浸水家屋を合わせ、全体で3,600棟を超える住家が被害に遭っております。

次に、2ページをお願いいたします。

各分野ごとの被害状況については、9月7日現在で被害総額は711億1,300万円となっております。当委員会に関連する分野は、福祉・医療施設、環境生活関係でございます。

記載はございませんが、この部分について若干補足いたしますと、福祉・医療施設については、医療機関や福祉施設、阿蘇保健所におきまして、土砂の流入や浸水、停電等の被害が出ました。被害額は10億9,700万円となっております。

次に、環境生活関係につきましましては、水道施設における送水管、排水管の流失、破損等による断水、し尿処理施設やごみ処理施設の設備の水没による機能停止、自然公園施設の遊歩道等の損壊などの被害が生じました。被害額は4億9,900万円となっております。

なお、記載しております被害額につきましましては、現時点で判明している分でございますので、今後変わる可能性があります。

その下には、過去の災害の被害額を掲載しております。

3ページをお願いいたします。

これまでの本県の主な対応について時系列で記載しておりますので、御説明申し上げます。当委員会に関連する部分を中心に御説明いたします。

7月12日未明の大雨による災害の発生後、県では直ちに災害対策本部を設置し、自衛隊、消防、警察、建設業協会など民間との連携によって、人命救助、捜索活動に全力を尽くしました。また、県の備蓄物資や日本赤十字社の救援物資について、被災市町村への提

供を開始しました。

このページの一番下のところがございますが、同日には、被災市町村への災害救助法の適用を決定しております。

4ページをごらんいただきますと、7月13日には、県の保健師等を中心とした被災者支援チームや日本赤十字社医療救護チームの被災市町村への派遣を開始いたしました。

3つ目の丸のところですが、被災市町村への被災者生活再建支援法の適用を決定し、18日には、県下全市町村を対象を拡大しております。

下のほうで、7月17日には、県民からの義援金の募集を始めております。

5ページをお願いいたします。

下のほうで、7月23日には、復旧のために必要な、極めて緊急性が高い事業について35億6,100万円の補正予算を編成しております。

また、同日には、被災市町村からの要請に基づき、県産業廃棄物協会に支援を要請し、産業廃棄物の搬出を開始しております。

6ページをお願いいたします。

7月27日には、一日も早い被災者の生活再建と地域経済、さらには地域の復興に向けた着実かつ本格的な取り組みを推進するため、災害対策本部を被災者支援及び被災地の復旧・復興本部に切りかえ、知事を本部長として、全庁一丸となって、迅速かつ着実に進めております。

下のほうで、8月1日には、災害時の相互応援等に関する協定に基づき、静岡県から保健師を派遣いただき、8月31日までの間、阿蘇市において、被災者の家庭訪問等を実施していただきました。

7ページをお願いいたします。

8月8日には、本格復旧、復興に向けた事業に着手するため、104億2,800万円の補正予算を編成しております。

8月20日には、総額7,818万円の義援金の

第1次配分を決定しております。

最後の8月28日ですが、阿蘇市で木造の応急仮設住宅が完成し、29日から入居が開始され、復旧に向けた取り組みが着実に進んでおります。

以上で被害状況報告を終わります。

引き続き議案関係の御説明をいたします。

資料は、委員会説明資料(先議分)と記されたものをお願いいたします。

まず、専決処分について御報告させていただきます。

ページが前後いたしますが、説明資料の4ページをお願いいたします。

7月専決予算でございます。

説明資料上段の災害救助費につきまして、右側の説明欄をお願いいたします。

1番の災害救助対策費については、災害救助法を適用しました5つの市町村、熊本市、阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村、これらの被災者に対する災害救助、例えば応急仮設住宅の供与ですとか、住宅の応急修理、あるいは生活必需品等の供給等になりますが、これらの救助を行うための経費でございます。総額6億1,100万円の専決処分を行っております。

次に、2番の災害弔慰金事業につきましては、災害により亡くなられた方の御遺族に対しまして、最高500万円までの弔慰金を市町村が支給するものでございます。災害弔慰金を支給する関係市町村への国と県の分の負担金としまして8,625万円の専決処分を行っております。

次に、説明欄中段に記載の1番の災害援護資金貸付金でございます。これは、災害により被災した世帯に対し、市町村が最高350万円までの貸し付けを行うものでございます。災害援護資金に係る原資を市町村に貸し付けるための経費としまして6億円の専決処分を行っております。

次に、説明欄下段の公衆衛生災害復旧費で

ございます。

1番の公衆衛生施設災害復旧費の保健所施設等災害復旧事業費、これにつきましては、被害状況の報告でも申し上げましたが、阿蘇保健所の浸水被害に係る施設設備等の災害復旧を行うための経費でございます。3,663万円の専決処分を行っております。

以上、健康福祉政策課の7月専決予算としまして13億3,388万円の増額を行っております。

続きまして、説明資料の6ページをお願いいたします。

8月専決予算でございます。

上段の社会福祉総務費、右端の説明欄をお願いいたします。

1番の地域福祉振興費の県災害ボランティアセンター支援事業につきましては、県社会福祉協議会に設置しております県災害ボランティアセンターが行います、熊本市から阿蘇市までのボランティアバスの運行経費に対する助成でございます。これによりまして、12日間運行いたしまして、17台のバスを出しております。

以上、健康福祉政策課の8月専決予算として157万5,000円の増額を行っております。

最後に、9月補正予算関係の先議分について御説明いたします。

ページは、戻りますが、説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、災害救助費でございます。右端の説明欄をお願いいたします。

1番、(1)の新規事業、被災者生活再建助成金、これにつきましては、今回の熊本広域大水害において、被災者生活再建支援法等の支給の対象とならない住家被害の半壊及び床上浸水の世帯に対し、1世帯当たり10万円を上限として、住家の修繕に対する助成金を支給するための経費でございます。1,400世帯分を見込んでおりまして、1億4,014万円をお願いしております。

次に、(2)の災害救助費でございます。これは、7月専決予算で6億1,100万円予算措置しておりましたが、被害状況が速報値時点での積算であったため、被害状況がほぼ確定した現時点で不足分を追加するものでございます。今回、4億4,589万7,000円の増額をお願いしております。

以上、健康福祉政策課の9月補正予算としまして5億8,603万7,000円の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

厚生常任委員会説明資料の6ページの下段をお願いいたします。

8月8日専決分でございますが、民生施設補助災害復旧費といたしまして1億7,173万3,000円の補正でございます。

説明欄を見ていただきます。説明欄の社会福祉施設災害復旧費の新規、老人福祉施設等災害復旧事業は、今回の水害により被災しました特養3カ所など、8カ所の老人福祉施設等の災害復旧に要する経費を助成するものでございます。災害復旧に要する経費ということで、知事専決処分により予算措置を行ったものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

同じ資料の7ページをお願いいたします。

8月専決処分でございます。

右側の説明欄ですが、児童福祉施設災害復旧費ということで2,673万円余の専決処分を行っております。これは、阿蘇市の保育所4カ所と子育て支援センター1カ所につきまして、床上浸水や園庭の土砂流入などの被害がありましたので、それぞれの状況に応じて、阿蘇市や社会福祉法人に助成するもので

ございます。

なお、被災しました阿蘇市の保育所につきましては、現在は全て通常どおりの運営に戻っておりますが、子育て支援センターにつきましては、年内をめどに再開予定ということで、別の児童館を利用しております。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

まず、谷崎環境生活部長。

○谷崎環境生活部長 それでは、7月12日に発生いたしました熊本広域大水害におきまして、自衛隊や熊本市を初めとした隣接町村、また熊本県産業廃棄物協会等に御協力をいただきながら、断水した地域への給水や災害廃棄物の処理等が着実に実施されてまいりました。このほかにも、司法書士協会において、被災された方々への生活相談を実施していただきました。

御協力をいただいた皆様に対しまして、この場をおかりしまして、改めて感謝を申し上げます。

部といたしましても、今後も引き続き、被災者の皆様の生活再建と復旧、復興が速やかに進みますよう、取り組んでまいります。

それでは、本会議に提案しております環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、第5号議案の専決処分の報告及び承認についての1議案でございます。

その内容といたしましては、阿蘇保健所に設置されていた酸性雨測定装置及び菊池・阿蘇地域の自然公園施設等の被災に伴う復旧のための経費、総額1,200万円余の増額について専決処分した事件を報告し、御承認をお願い

いするものでございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成24年度予算総額は328億5,000万円余となります。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○清田環境保全課長 それでは、説明資料の9ページをお願いいたします。

8月の専決分について御説明いたします。

今回の水害によりまして、阿蘇市にあります阿蘇保健所が被災しましたことは、先ほど健康福祉部より御報告がございました。その際、当課が所管しております阿蘇保健所の敷地内に設置しておりました酸性雨測定装置も浸水被害に遭ったことから、復旧に要する費用といたしまして265万円余を計上したものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

同資料の9ページをお願いいたします。

下の欄の説明欄でございますが、菊池や阿蘇地域に設置しております県管理の自然公園施設11カ所について、トイレ給水施設の損傷や遊歩道の路肩決壊などの被害が発生しております。その早期復旧に必要な経費1,029万8,000円の専決処分を行っております。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、繰り返しになりますけれども、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会であ

りますので、審議は付託議案及び災害に関するもののみに限らせていただきます。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 説明資料2ページの独自支援策の問題、これについては先ほど本会議でもちょっと述べましたけれども、ちょっと伺いたいのは、先日申し入れのときに資料を渡しておりますけれども、独自支援策を全国で23都県、私の調査ではやっているようですが、その中で、いわゆる災害救助法の応急修理の関係で、それをやったところは除くという、そういう規定を設けているところが幾つあるのかなど。それから、少なくとも九州管内の大分、鹿児島、宮崎の規定を調べてみたら、ないような感じがするんですけども、ちなみに、宮崎が、半壊15万、床上10万、鹿児島が、それぞれ20万、大分が、半壊50万、床上5万となっておりますけれども、そういう規定はないようにちょっと思うんですけども、わかれば、それが1つ。

それから、これは部長にちょっと聞きたいんですけども、災害救助法の場合、災害救助法を適用するですたいね、そうすると、適用しない自治体とのアンバランスが出てくるんですね。例えば半壊の場合、今言った災害救助法に基づく応急修理の52万円までの措置なんかあるんですけども、被害を受けているのは、個々の家では変わらないんだけど、災害救助法に適用されていない自治体では、そういうのができないといいますか、そういう矛盾があるんですね。これについては、最近の国会の議論でも、やっぱり政府側も、弾力的に考えにやいかぬ、矛盾があるということは認めているんですけどね。

それから、災害救助法に基づいて救助の方法とか期間をどうするかというところで、一般基準があつて、そして特別基準というのがあるわけです。問題は、特別基準のほうは、県知事とか市町村がいろいろできるんですけ

れども、厚生労働大臣の承認を受けるということになっているわけね。私は、やっぱり自治体レベルで判断をして、厚生労働大臣に報告をすると、そういうぐらいに緩やかにしたほうがいいんじゃないか、そうでないと、特別基準の本来の意味がないといえますか、そういうようなことなんかは、さっきちょっと知事に対して申し上げましたけれども、やっぱり災害関係法の改正、実情に応じた改正などを考えてもらえぬかなど。

最後に、説明資料の6ページ、ボランティアの活動なんだけど、予算は組まれておりますが、さっき本会議で言ったのは、物資の支援が、こたつとか、ストーブとか、毛布とか、冬場に向けて、すごく現地の要望が強いんですけど、今、いわば県の災害ボランティアセンターを初め、このボランティアセンターでは、どんな活動を今やっているのかなど。また、これから冬にかけてどういう活動をするのかなど。やっぱり災害の局面局面で被災者の要望、要求も変わってくるわけですね。それにやっぱりミスマッチのないような対応をする必要があるし、強化すべき点はもっと強化していくというふうなことが必要だと思います。

3点だけ、簡単に。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

3点お尋ねいただきました。

まず1点目は、今回の単独支援策として行いました助成金について、全国の状況で、災害救助法の52万円の住宅の応急修理、これを併給不可というふうにしている県がどのくらいあるかということでございます。

全国の状況は内閣府で調査をしておりますが、支援金あるいは見舞金、いろんな形がございますが、何らかの形で、県として独自の支援をしている団体が今32団体というふうに承知しております。ただ、この調査の中で

は、あくまでも再建支援というふうな制度という調査でございますので、いわゆる国の制度であります被災者生活再建支援法、これとの併給をやっているかやっていないか、この点のみでの全国調査となっておりますので、災害救助法との併給ということについては、実際どのくらいの団体があるのかなのか、わかっておりません。

ただ、九州各県、おっしゃいますように、災害救助法は、また被災者生活再建支援法とは別の理念の制度でございますので、少なくとも九州各県においては、災害救助法で支給したので、独自制度から排除するという形はとっておらないというふうに承知しております。

ただ、本県につきましては、今回制度設計をする中で、災害救助法を含めて何らかの形で公的な支援が行われたものについてはそちらのほうで対応して、既存の法制度で支援が及ばないところ、そこを対象にしたいということで制度設計をしたものでございます。

それから、ボランティアバスの点で予算化……

○松岡徹委員 ボランティアバスと言うよりボランティアセンターね。

○吉田健康福祉政策課長 ボランティアセンターへの支援ということで、予算に関連してお尋ねがございました。これから冬の時期にかけて、特に阿蘇では、冬のこたつとかストーブとか、そういった物資も必要になってこようというふうなお話ございました。特に、センターで今どのような活動をやっているかということです。

まず、被災地への物資の提供につきましては、発災直後から、県の備蓄物資、それから日赤の物資含めて提供しております。また、今でも民間の団体のほうであっせんされているというふうな状態があるかと思っております。

ます。

ただ、今後の物資の提供につきましては、昨年の東日本大震災のときもそうですが、なかなか物資そのものを、現地の方のニーズ、例えば衣料ですと、男物、女物、サイズの問題もごさいます。電気製品も、新品、中古品、いろいろごさいますので、それらをあっせんしながら提供していくというのは非常に難しい問題もあろうかと思っておりますので、基本的な考え方としましては、まず義援金のほうで御提供の意思があれば御提供いただいて、それを被災地のほうにいち早くお届けする形で、義援金によっていろんなものを調達していただく形がいいのかなと思っております。昨年の東日本の際は、そういったいろんな商業機能もありませんでしたので、そういったことがなかなかできずに、全国からいろんな物資が調達されましたが、基本的にはそういったことが望ましいのかなと思っております。

それから、ボランティアセンターの活動につきましては、一応8月のお盆過ぎあたりで、実際のそれぞれの住家の泥出し作業ですとか、一応の外からのボランティアの援助というのはニーズが大体落ちついたということで、現地の災害ボランティアセンター、それから県社協の県の災害ボランティアセンター含めて、一応閉所した形になっております。現在は、通常のボランティアセンター活動の中で、いろいろお申し出があれば、それをあっせんして現地のほうに御紹介していくというような、ひとつ落ちついた段階での活動になっております。

それから、2点目につきまして、一応事務的に私のほうからお答えしてよろしいでしょうか。

○松岡徹委員 いいですよ。

○吉田健康福祉政策課長 2点目につしまし

て、災害救助法の関係で、災害救助法の適用になった市町村とならない市町村で差が出てくるのではないかと、そういった矛盾があるのではないかと、不公平があるのではないかとということをごさいました。

確かに、災害救助法の適用した、しないで、まさに、災害救助法を適用すれば、国、県が費用を半分ずつ持って救助に乗り出していくというようなことで、いろんな手だてが用意されております。

ただ、これにつきましては、やはり災害救助法の適用について、いろんな滅失した住家の物理的な要件以外に、今は、非常に生命、身体、あるいは住宅に危険が生じるおそれがある場合というふうな条項もごさいますので、今回の災害の扱いもそうですが、できるだけそういったおそれがあるというふうに判断したときは、厚生労働省とも協議しながら、積極的に災害救助法を適用していくという形をとっておりますので、適用について、できるだけ不公平が生じないような形の対応はとっております。

また、もう1つ、半壊のお話の応急仮設住宅52万円の措置等もあるというお話がありました。これは被害認定に伴う話でございしますが、被害認定につきましても、特に浸水、水害の被害の場合には、1度水につかっただけでも、例えば、壁とか床、畳が膨張して使えないというふうなこともごさいますので、国のほうとしても、被害認定、ある程度弾力的にというお話もあっておりますので、認定につきましても、そういった方針に基づいてやっていきたいと思っておりますので、そこもできるだけ不公平感が出ない形での現場の運用というのはできているのかなというふうに思っております。

それから、災害救助法の一般基準、特別基準、特に特別基準については、今国の承認が要る形であるので、自治体レベルで判断をして、事後報告にしたかどうかというお話があ

りました。確かに、仕組み上はそういうふうになっておりますが、今回の災害につきましても、いろんな救助期間、それぞれ、例えば応急仮設住宅は2年間ですとか、あるいは着工は何日以内ですとか、決まり事がございますが、これにつきましても、逐一厚生労働省の、あるいは内閣府の担当の方と協議しながら、弾力的にある程度運用させていただいておりまして、少なくとも今回の広域水害につきましては、その辺の特別基準の運用について、現場としては、余り混乱した、あるいは支障が生じたという感じでは思っておりません。

事務的には以上でございます。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、よろしいですか。

ほかに。

○松岡徹委員 まだちょっとあるけど、部長に。

○林田健康福祉部長 今、健康福祉政策課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、今回のような大規模な災害については、これも国の責任で行うというふうなことが災害救助法で定められております。もちろん実際の救助は、知事が責任を持って市町村長にお願いしなければならない部分はありますけれども、やっていくわけでございますけれども、今回の場合には、御存じのとおり、災害救助法につきましては、いろんな市町村の、どうしても市町村単位で、災害の——人口ですとか、被災をされた住宅ですとかの規模とかに応じて災害救助法を適用してまいりますけれども、今回の場合には、そういった被害が明らかになる前に、もう13日の朝から厚生労働省とは打ち合わせをしながら「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれの生じた場合であって、」「災害が発

生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して、継続的に救助を必要とすること」と、実際に何棟被害があったとか、そういうことではなくて、発生するおそれがあるから、そういう段階から相談しながら災害救助法の適用をしてまいりました。

ちょっと時差が生じて、日にちがずれた町村もございますけれども、いち早くそういった救助については国の責任でやってもらうというふうなことを明確にしながらやってきたつもりではあります。今おっしゃいますような、災害救助法が適用される、適用されないでアンバランスが生じるというふうなことは、どうしても法律の決まり上出てくると思っています。この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法によりまして、市町村長が応急的な措置をとることなども決められてはおりますけれども、いずれにしても、どうしてもこういった法律にははまらないというふうなことは出てくると思っています。

今回、支援策を提案させていただきましたのも、そういった場合のことも考えながら、私たちとしては、何とか、知事が申します痛みの最小化といいますか、そこにお応えできないかというふうなことでやってきたつもりではあります。

一応いろんな法律であります以上限度はあると思うんですけれども、決めようがあると思うんですけれども、そういった適用にならない場合などのことについても、知事も申しておりますけれども、さまざま課題として把握した上で、国に対して言えることは言っていきたいと、そういうつもりではあります。

それから、特別基準のお話をされましたけれども、災害救助法については、大変弾力的な運用が、基準はあるものの、認められておりまして、今回も、発災直後、3連休が入りましたけれども、その直後には、災害救助法を適用された市町村の担当者も全て阿蘇に集

まっただきまして、長時間にわたっているような細かな協議をしていただきました。相当弾力的な運用が私は認められているというふうに思います。

これにつきましてもいろんな決まり事があって、どうしてもラインから外れるところも出てきますので、そういった課題があるのもわかっておりますので、今後の支援のあり方とか、誰がするのかとか、国なのか県なのかとか、そういうことも含めて整理しながら、国に対しては、いろんな制度改正の要望なども行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 1点目の件は、やっぱり今度急だったから単県でやらざるを得ないと。市町村と共同で——大体全国見ると、大体折半でとか、県が3分の2とか、市町村が3分の1とか、あるいは逆に、県は3分の1で市町村が3分の2、いろいろあるんですね。ただ、今度は、単県でやらぬと9月に間に合わないという、そういう事情もあったんだろうと思います。ですから、今後のあれでは、市町村と共同して、より被災者にとって本当に喜ばれる使い勝手のいい制度に、より充実させていくという視点が必要じゃないかなというのを、1点目については。

2点目は、阪神・淡路があつて、東日本があつて、全国各地でいろんな災害があつて、相当被災者生活再建支援法もできて、補う点があつたり、また、運用上弾力的になつたりしているんですね。

今度いろいろ災害関係法を調べてみて、もう細かくは言いませんけれども、やっぱりかなり不備があると。これだけの大規模災害を体験した熊本ですから、県レベルでも、市町村の実情もよくつかんでいただいて、よりよい法のスキームをつくっていくといえますか、それは熊本県としての大事な役割じゃないかなと思いますもんですから、さらに検討

を深めていただければと思います。

3点目のボランティアで、救援物資の場合、非常に難しいんですね。私たちの救援センターも、当初は、救援物資を写真撮って送ってもらって、カタログにして配って、それで受け付けようというふうにしたけれども、これはなかなかうまくいかぬと。それで、どうしようかということで、トラックで来てもらって、救援センターにはそういう倉庫もないから、とにかくトラックで要望があつたところに行って、そしてハンドマイクで呼びかけて目録を配って、そしてそこで要る人は取りに来てもらうと。要らなかった分は、もう持ち帰ってもらうというような仕組みをつくって今やっているんですよ。

いろいろ複雑なことはあるんだけど、私は、今こそボランティアセンターなんかの機能を——もちろん義援金をうんと集めるということについては賛成なんですけれども、やっていただきたいんですけども、やっぱり被災者の現実の要求にかみ合ったその時点その時点での対応という点では、ボランティアセンターの予算が足りないなら、もうちょっとさらに上積みするなどしてやっていただく角度も必要じゃないかなというふうに今思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第5号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、災害に関する陳情書が2件提出されておりますので、御参考としてお手元に写しを配付しております。ごらんいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん方、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長